

しょうけい館運営有識者会議開催要綱

(目的)

第1 しょうけい館（以下「館」という。）の公正かつ中立的な運営を確保するため、その運営について、幅広い視野からの意見を得ることを目的として、しょうけい館運営有識者会議（以下「運営有識者会議」という。）を開催する。

(検討事項)

第2 運営有識者会議は、次に掲げる事項について検討し、厚生労働省社会・援護局長（以下「局長」という。）に対し、意見を述べるものとする。

- (1) 館の運営に関する重要事項に関すること。
- (2) 館の事業計画に関すること。
- (3) その他、館の運営に関し、局長が必要と認めた事項に関すること。

(構成員)

第3 運営有識者会議の構成員（以下「構成員」という。）は、局長が学識経験者の中から委嘱する。

2 構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第4 運営有識者会議は、局長が召集するものとする。

- 2 座長は、構成員の中から互選する。
- 3 座長は、必要に応じて副座長を任命することができる。副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5 運営有識者会議の庶務は、厚生労働省社会・援護局援護企画課において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事手続きその他運営有識者会議の開催に関し、必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

# しょうけい館運営有識者会議構成員名簿

(五十音順)

- |    |     |     |    |                       |
|----|-----|-----|----|-----------------------|
| いし | はら  | ただ  | ゆき | 元国立箱根療養所院長            |
| 石  | 原   | 傳   | 幸  |                       |
| お  | りゅう | たか  | し  | 元防衛省医官                |
| 尾  | 立   | 貴   | 志  |                       |
| かわ | て   | まさ  | み  | 元神奈川県立川和高等学校校長        |
| 川  | 手   | 眞   | 實  |                       |
| こう | づ   | カンナ |    | 作家・エッセイスト             |
| 神  | 津   |     |    |                       |
| すず | き   | じゅん |    | 東京大学大学院人文社会系研究科・文学部教授 |
| 鈴  | 木   | 淳   |    |                       |
| ほり | の   | まさ  | のり | 日本赤十字社参与              |
| 堀  | 野   | 政   | 則  |                       |
| まつ | い   | かおる |    | 元江戸東京博物館学芸員           |
| 松  | 井   |     |    |                       |
| や  | がみ  | あつ  | お  | 社会福祉法人友愛十字会理事長        |
| 八  | 神   | 敦   | 雄  |                       |